

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画変更年度	令和5年度
計画主体	高崎市

## 高崎市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 高崎市農政部農林課  
所在地 高崎市高松町35番地1  
電話番号 027-321-1261  
FAX番号 027-323-3224  
メールアドレス nouri@city.takasaki.gunma.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、ツキノワグマ、カラス、スズメ、キジバト、ドバト、カモ類、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ ※以下、鳥類のうちカワウを除く、カラス、スズメ、キジバト、ドバト、カモ類、ヒヨドリ、ムクドリはカラス等と表記する。
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	高崎市内一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	水稻、えだまめ、とうもろこし、ばれいしょ	1,558千円 46a
イノシシ	水稻、ブルーベリー、飼料用とうもろこし、かぼちゃ、とうもろこし、ばれいしょ、さつまいも	2,299千円 114a
ハクビシン	なし、もも、すもも、えだまえ、とうもろこし、野菜全般	4,125千円 120a
アライグマ	なし、もも、すもも、とうもろこし、えだまめ	2,665千円 94a
タヌキ	飼料用とうもろこし、えだまめ、とうもろこし	1,311千円 55a
アナグマ	とうもろこし、ばれいしょ	441千円 30a
ニホンジカ	水稻、小麦、大豆、なし、すもも、うめ	3,216千円 114a
ツキノワグマ	とうもろこし	83千円 4a
カラス等	水稻、なし、すもも、ほうれんそう、とうもろこし、えだまめ、ブロッコリー	4,453千円 193a
カワウ	アユ、ワカサギ、ヘラブナ	鳴沢湖での糞害・食害。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、

水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

ニホンザル	倉渕地域では、5群(桑本A群、桑本B群、桑本B群分派、月並群、月並群分派)が確認されていたが、令和4年度の調査では、月並群分派から派生した水沼群が新たに確認された。農作物被害金額・被害面積は縮小傾向にあるが、軋轢レベルが高い群れでは、食害、人身被害の危険性が増加している。
イノシシ	市内一円で掘り起こし・食害等の被害が発生している。農作物被害金額・被害面積は縮小傾向にあるが、中山間地域では、農作物の食害や踏み荒らし等、年間を通じ被害が発生している。昼間の住宅地への出没が目立ち、人身被害の危険性が増加している。
ハクビシン	市内全域に生息し、特産物である果樹を中心に農作物への被害が出ている。農作物への被害のほか、住宅地を中心に家屋侵入・汚染など生活環境被害が増加している。
アライグマ	市内全域に生息し、特産物である果樹を中心に農作物への被害が出ている。農作物への被害のほか、住宅地を中心に家屋侵入・汚染など生活環境被害が増加している。
タヌキ	市内全域に生息し、特産物である果樹を中心に農作物への被害が出ている。農作物への被害のほか、住宅地を中心に家屋侵入・汚染など生活環境被害が増加している
アナグマ	市内全域に生息し、主に榛名地域を中心に農作物への被害が出ている。
ニホンジカ	市内全域に生息し、農作物被害金額・被害面積が拡大傾向にある。
ツキノワグマ	主に倉渕、箕郷、榛名地域に生息し、倉渕地域を中心に農作物被害が出ている。
カラス等	市内全域に生息しており、農作物被害のほか、畜舎での食害・糞害も見られる。
カワウ	吉井町南陽台のゴルフ場と時季によっては箕郷町富岡の鳴沢湖がねぐらとなっている。それらの個体が周辺河川・湖沼などで淡水魚を補食したことから、内水面漁業へ影響が出ている。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
----	------------	------------

ニホンザル	1,558千円	46a	1,090千円	32a
イノシシ	2,299千円	114a	2,299千円	114a
ハクビシン	4,125千円	120a	2,887千円	84a
アライグマ	2,665千円	94a	1,865千円	65a
タヌキ	1,311千円	55a	917千円	38a
アナグマ	441千円	30a	308千円	21a
ニホンジカ	3,216千円	114a	2,251千円	79a
ツキノワグマ	83千円	4a	58千円	2a
カラス等	4,453千円	193a	3,117千円	135a

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣捕獲隊に加え、平成25年度から鳥獣被害対策実施隊を設置し捕獲に取り組んでいる。</p> <p>1 ニホンザル 銃器と捕獲檻による捕獲を行ってきた。</p> <p>2 イノシシ 捕獲檻、くくりわな、銃器を利用して有害鳥獣捕獲を行つてきた。捕獲個体については、実施隊員にその処理を依頼している。</p> <p>3 ハクビシン・アライグマ・タヌキ・アナグマ 毎年捕獲檻を導入し、設置箇所を増加している。</p> <p>4 ニホンジカ くくりわな等を利用して有害鳥獣捕獲を行ってきた。</p>	<p>狩猟者の減少・高齢化に伴う後継者の育成・確保。</p> <p>食害を効果的に防げないために栄養状態がよく、捕獲数が繁殖数に追いつかない。</p> <p>都市部近郊での出没が増加しており、そういった場所での繁殖が懸念される。</p> <p>空き家が増えることによってねぐらや繁殖場所が増加している(アナグマは除く)</p> <p>繁殖力の強さから、今後の被害拡大が懸念される。</p>

	<p>5 カラス等 銃器と固定式捕獲檻、移動式の檻を利用して捕獲を行ってきた。</p>	生息区域は市街地を含め全域に広がっており、今後の被害拡大が懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	<p>群馬・新町地域を除く市内全域で、各種補助事業を活用しフェンスや電気柵を設置してきた。大規模柵については地元で管理組合を設けて柵をメンテナンスしている。</p> <p>ニホンザルについては、県の協力により捕獲したメスザルに発信器を取り付け、行動予測と追い払いに活用している。</p>	<p>継続的に適正な管理を行いつつ、防護柵の延長をさらに増やし、対象鳥獣の餌場となる農地を減らす。</p> <p>発信器が装着されていない群れがあるため、行動域の把握が困難。</p>
生息環境管理その他の取組	平成25年度から里山元気再生事業で竹やぶ整備を補助することにより、人と動物のすみわけを図っている。	事業が定着し、緩衝帯形成が進んできているものの、竹やぶや里山の整備が必要な地域が多い。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

野生鳥獣による農作物に対する被害は、住宅地や市街地近郊まで拡大する傾向にあることから、侵入防止柵の設置や農作物残渣の適正処理等の被害管理、農地周辺のヤブ刈り払い等による緩衝地帯の設置等の生息地管理の施策を総合的に実施する。対象鳥獣については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条に基づき設置された鳥獣被害対策実施隊員が捕獲活動に従事する。有害捕獲については、ICT技術を活用し、捕獲活動の効率化を進める。

ニホンザル	地域住民と実施隊と市が協力し、花火や銃器により積極的に追
-------	------------------------------

	い払いを実施することに加え、収穫残渣、放任果樹の処理を徹底するよう指導することにより被害範囲を縮小する。加害群については積極的に捕獲を行い、群れを縮小させる。発信器未装着の群れに対し、発信器の装着のためにサル檻による捕獲を行う。
イノシシ	農作物被害を減少させるため、被害の大きい農地と山林との境界に侵入防止のための固定柵を設置する。身を隠す場所を少なくし、出没回数を減らすため、里山元気再生事業等により緩衝帯整備する。農地及び農地周辺の山林において、積極的な捕獲を行う。
ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ	電気柵の設置等被害防止を図りつつ、捕獲檻の追加導入を進め、積極的に捕獲を行う。
ニホンジカ	生息域の拡大と出没が増加傾向にあるため、防護柵や忌避剤による防除と捕獲活動を併せて行っていく。 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の一部解除に向けた取組を関係機関とともに進め、解除となった場合には、処理加工施設に搬入し、ジビエとしての利活用を図っていく。
カラス等	捕獲檻により捕獲活動を行っていく。
カワウ	餌場では効果的な追い払いを行い、ねぐら等では、現地の状況を良く確認し、実情に応じた適切な手法により、規模の抑制と安定的な管理に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
 (ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害防止特措法第9条1項により任命した鳥獣被害対策実施隊により、以下のとおり捕獲を進める。
1 ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・アナグマ・カラス等 対象鳥獣捕獲員が属する隊のそれぞれの担当地域において、捕獲業務等を担うものとする。
2 イノシシ・ハクビシン・アライグマ・タヌキ 被害農業者が、地域を担当する対象鳥獣捕獲員の指導と協力を得ながら、自らの被害農地で捕獲檻等を用いた捕獲を行うことができるものとする。

3 対象鳥獣を捕獲する際、近接すると逃げられてしまう場合において周囲の状況に十分な注意を払い、ライフル銃を用いて遠距離射撃を行う。また、散弾銃等では致命傷とならず、手負いで逃走される恐れもある為、ライフル銃にて確実に捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

## (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5	ニホンザル	サル用捕獲檻3基を導入し、捕獲にあたる。
	イノシシ ニホンジカ	イノシシ用捕獲檻13基、ワイヤートラップ235丁を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得の促進。ICTを用いた捕獲通知機器を活用し、捕獲活動の効率化を図る。
	ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ	捕獲檻52基を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得の促進。
令和6	イノシシ ニホンジカ	イノシシ用捕獲檻2基、ワイヤートラップ220丁を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得の促進。ICTを用いた捕獲通知機器を活用し、捕獲活動の効率化を図る。
	ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ	捕獲檻20基を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得の促進。
令和7	ニホンザル	サル用捕獲檻3基を導入し、捕獲にあたる。
	イノシシ ニホンジカ	イノシシ用捕獲檻6基、ワイヤートラップ235丁を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得の促進。ICTを用いた捕獲通知機器を活用し、捕獲活動の効率化を図る。

ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ	捕獲檻 46 基を導入し、捕獲にあたる。被害農家によるわな免許取得の促進。
-------------------------------	---------------------------------------

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ニホンザル	令和 4 年度の調査で新たに水沼群が確認され、生息範囲及び被害の拡大が懸念される。過去の捕獲実績と今後の被害を踏まえて年間 45 頭の捕獲を計画する。
イノシシ	令和元年度までの年間捕獲頭数は 500~800 頭を推移していたが、継続的な捕獲活動によって個体数が減少し、令和 2 年度、令和 3 年度の捕獲頭数は 200 頭を下回った。令和 4 年度から捕獲頭数が増加傾向にあること、過去の捕獲実績を踏まえて年間 1000 頭の捕獲を計画する。
ハクビシン	令和元年度から令和 3 年度までの捕獲頭数の平均は 262 頭。令和 4 年度の捕獲頭数はそれを超える見込みである。過去の捕獲実績と今後の被害を踏まえて年間 310 頭の捕獲を計画する。
アライグマ	令和元年度から令和 3 年度までの捕獲頭数の平均は 213 頭。令和 4 年度の捕獲頭数はそれを超える見込みである。過去の捕獲実績と今後の被害を踏まえて年間 380 頭の捕獲を計画する。
タヌキ	令和元年度から令和 3 年度までの捕獲頭数の平均は 133 頭。令和 4 年度の捕獲頭数はそれを超える見込みである。過去の捕獲実績と今後の被害を踏まえて年間 200 頭の捕獲を計画する。
アナグマ	令和元年度から令和 3 年度の捕獲頭数の平均は 51 頭。令和 4 年度の捕獲頭数はそれを超える見込みである。過去の捕獲実績と今後の被害を踏まえて年間 70 頭の捕獲を計画する。
ニホンジカ	令和元年度から令和 3 年度までの捕獲頭数の平均は 242 頭。令和 4 年度の捕獲頭数はそれを超える見込みである。過去の捕獲実績と今後の被害を踏まえて年間 320 頭の捕獲を計画する。
ツキノワグマ	ツキノワグマについては、人身被害防止を目的としたやむを得ない場合のみ、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。
カラス等	専用箱わなの設置により捕獲を進める。

カワウ	状況により捕獲を検討する。
-----	---------------

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	45頭	45頭	45頭
イノシシ	1000頭	1000頭	1000頭
ハクビシン	310頭	310頭	310頭
アライグマ	380頭	380頭	380頭
タヌキ	200頭	200頭	200頭
アナグマ	70頭	70頭	70頭
ニホンジカ	320頭	320頭	320頭
カラス等	2500羽	2500羽	2500羽
カワウ	状況により検討	状況により検討	状況により検討

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
ニホンザル	生息調査の状況を踏まえ、年間を通じて捕獲檻による捕獲を行う。必要に応じて銃器での捕獲を行う。
イノシシ	市内全域において、わなと銃器による捕獲を行う。鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域（銃）においても必要に応じて捕獲を行う。
ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ	市内全域で年間を通じて小型捕獲檻による捕獲を行う。鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域（銃）においても必要に応じて捕獲を行う。
ニホンジカ	市内全域において、わなと銃器による捕獲を行う。鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域（銃）においても必要に応じて捕獲を行う。
カラス	榛名・吉井地域で固定型捕獲檻による捕獲を行う。必要に応じて銃器により捕獲活動を行う。
カワウ	ねぐら等では、生息数や拡散等に留意しながら、実情に応じた適切な捕獲等を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

対象鳥獣を捕獲する際、近接すると逃げられてしまう場合において、周囲の状況に十分な注意を払い、ライフル銃を用いて遠距離射撃を行う。また、散弾銃等では致命傷とならず、手負いで逃走される恐れもある為、ライフル銃にて確実に捕獲を行う。山間部ではツキノワグマ等を捕獲する際に使用する為、人身被害の危険性が考えられる場合においては、時期を問わず使用する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
高崎市全域	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条第 1 項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ニホンザル	電気柵・金網柵	電気柵・金網柵	電気柵・金網柵
イノシシ	10,000m	10,000m	10,000m
ニホンジカ			
ハクビシン			
アライグマ			
タヌキ			
アナグマ			

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ ニホンジカ カラス等 カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防除資機材の購入補助を促進する。</li> <li>・ニホンザルに対し追い払い資材（ロケット花火等）の整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防除資機材の購入補助を促進する。</li> <li>・ニホンザルに対し追い払い資材（ロケット花火等）の整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防除資機材の購入補助を促進する。</li> <li>・ニホンザルに対し追い払い資材（ロケット花火等）の整備を行う。</li> </ul>

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ ニホンジカ カラス等 カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫残渣や放置生ゴミの適正処理、放任果樹の除去をおこなう。</li> <li>・草刈や竹林整備による緩衝帯の設置。</li> <li>・防鳥ネットの設置を推進する。</li> </ul>
令和6年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫残渣や放置生ゴミの適正処理、放任果樹の除去をおこなう。</li> <li>・草刈や竹林整備による緩衝帯の設置。</li> <li>・防鳥ネットの設置を推進する。</li> </ul>

	カラス等 カワウ	
令和7年 度	ニホンザル イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ アナグマ ニホンジカ カラス等 カワウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫残渣や放置生ゴミの適正処理、放任果樹の除去をおこなう。</li> <li>・草刈や竹林整備による緩衝帯の設置。</li> <li>・防鳥ネットの設置を推進する。</li> </ul>

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

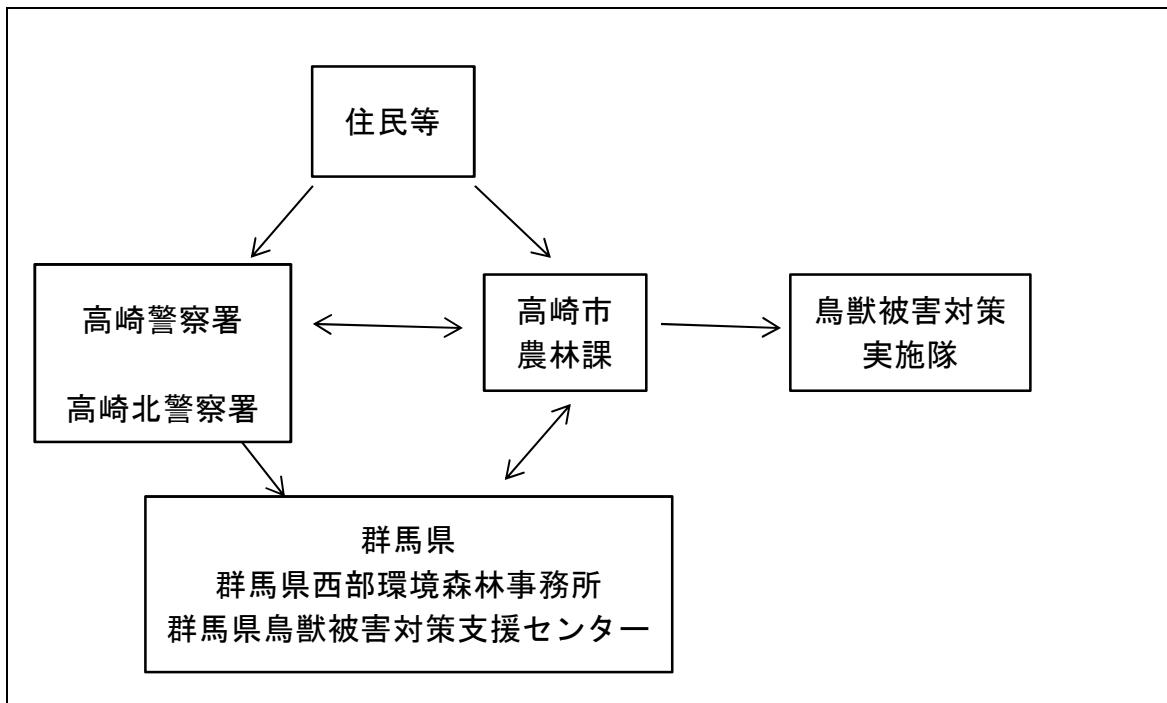
### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高崎市農林課	情報収集・各関係機関への連絡・捕獲許可
高崎市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲・処分
高崎警察署生活安全課 高崎北警察署生活安全課	住民の安全確保・警察官職務執行法の執行
群馬県西部環境森林事務所	技術供与と指導助言・情報の共有
群馬県鳥獣被害対策支援センター	技術供与と指導助言・情報の共有

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

### (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したニホンザル、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ、カラス等、カワウについては、高浜クリーンセンター及び吉井クリーンセンターにおいて焼却処分を行う。もしくは、捕獲等をした現場での埋設を行う。ニホンジカについては、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の一部解除に向けた取組を関係機関とともに進め、解除となった場合には、処理加工施設に搬入し、ジビエとしての利活用を図っていく。サル檻で捕獲したニホンザルについては、生息調査対象個体には発信機を装着して放獣し、生息調査に利用する。そのほか、ツキノワグマ、ハクビシン、アライグマ、タヌキについては、群馬県立自然史博物館、日本獣医生命科学大学に捕獲個体を提供し調査する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	県内で捕獲したイノシシ、シカ、クマ、ヤマドリについては、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が指示されているが、今後出荷制限について一部（又は全部）解除となった場合には、関係機関と調整
----	--

	のうえ、活用を推進する。シカについては、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限が一部解除となった場合には、(株)箕輪フーズの処理加工施設に搬入し、ジビエの利活用の推進を図る。
ペットフード	予定なし。
皮革	予定なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	予定なし。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

#### (2) 処理加工施設の取組

- ・以下のとおり処理加工施設にニホンジカを搬入し、ジビエの利活用を推進する。
  - 処理加工施設：(株)箕輪フーズ
  - 年間処理計画頭数：300頭（うち高崎市捕獲分：80頭）

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

#### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

県等が開催する研修会等を活用し、ニホンジカを食肉利用等するために必要な捕獲等の技能を有する人材の育成を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

### 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

#### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	高崎市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
高崎市	被害対策の総括。
高崎猟友会	有害鳥獣の捕獲。情報の提供と共有。
倉渕猟友会	被害対策の総括。
群馬中央猟友会	有害鳥獣の捕獲。情報の提供と共有。
榛名猟友会	技術供与と指導助言。資料収集。情報の共有。
吉井猟友会	技術供与と指導助言。資料収集。情報の共
群馬県西部農業事務所	技術供与と指導助言。資料収集。情報の共

群馬県西部環境森林事務所	有。
高崎市農業協同組合 はぐくみ農業協同組合 多野藤岡農業協同組合	協議会と被害農家の連携に務める。各種情報提供と情報の共有。
高崎警察署 高崎北警察署	指導助言。情報の提供と共有。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

#### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県鳥獣被害対策支援センター	技術供与と指導助言。資料収集。情報の共有。
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の調査（イノシシ・ツキノワグマ・ハクビシン・アライグマ）
日本獣医生命科学大学	捕獲個体の調査（ハクビシン、アライグマ、タヌキ、アナグマ）

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

#### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条に基づき、次の構成による連合体として高崎市鳥獣被害対策実施隊を編成し、定数は150名以内とする。対象鳥獣の捕獲活動を中心に、他に高崎市鳥獣被害対策実施隊設置要綱第5条に定める職務を行う。

- (1) 高崎・新町地区実施隊
- (2) 倉渕地区実施隊
- (3) 箕郷・群馬地区実施隊
- (4) 榛名地区実施隊
- (5) 吉井地区実施隊

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期限等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

県が開催する研修会等へ積極的に参加し、研鑽を重ねると共に被害防止施策の実施体制を整備する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について関係機関、近隣市町村と連携し、有事の際に適切な対応がとれるよう備える。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。